

中小企業の金融環境

——ドイツと日本の比較——

BEBENROTH Ralf

田 洵 進

1. は じ め に
2. ドイツの「ミッテルスタント」
 - 2.1 ドイツの「ミッテルスタント」の特徴
 - 2.2 ドイツの「ミッテルスタント」と金融の役割
 - 2.3 ドイツの「ミッテルスタント」と銀行の役割
3. 日本の中小企業
 - 3.1 日本中小企業の特徴
 - 3.2 日本の中小企業と金融の役割
 - 3.3 日本の中小企業と銀行の役割
4. 若干の考察

1. は じ め に

日本とドイツは直接金融よりも間接金融を軸にして戦後の急速な復興に成功したが、今日のグローバル化の変革の中で多くの問題を抱えている。日本企業とドイツ企業、特に中小企業は金融面で厳しい状況に直面している¹⁾。この論文は日本とドイツの中小企業は現在、金融面においてどのような問題を抱えているのであろう、中小企業を取り巻く財務環境はどのように変化しているのであろうかを検討する。検討の方法として、ドイツの中小企業については主にデータを復興信用金庫の資料から作成し、これに対して日本の側は中小企業白書のデータを取り出して比較する。

金融システム全体に関わる金融政策を取り上げるのではなく、企業に対して金融問題はどこにあるか、そして、企業と銀行という関係においてドイツと日本の中小企業はどこが違うかを調べる。

2. ドイツの「ミッテルスタント」

2.1 ドイツの「ミッテルスタント」の特徴

ドイツ語の「ミッテルスタント」[Mittelstand]は日本語で「中小企業」、あるいは「中間層」と訳されるが、実際は微妙に違う意味がある。正しく言えば、「ミッテルスタント」

1) 西村 (2003) p. 424ff

という単語の語源は中世から近代までの間²⁾、経済的な特徴だけではなくて、伝統的な文化や社会の安定性の意味が含まれている³⁾。

しかし、統計的にはドイツの「ミッテルスタント」には日本の中小企業と同じく売上高や従業員が基準とされる。今日、ドイツの「ミッテルスタント」も伝統的な企業から、サービスや技術の企業等の新しい業種に大きく推移している。そして、中小企業と大学の交流は頻繁になっている⁴⁾。

企業の種類はさらに増加している。ドイツでも強い中小企業は数多く存在し、新しい技術一特にインターネットは活気がある：「90年代後半、ドイツでもインターネットや携帯電話が劇的に普及し、社会現象となった」と言われている⁵⁾。

一方で、ドイツでは新しい会社を作るには景気が悪かったため、伝統的な企業はなかなか厳しい状況にあって、倒産する会社が多い。

ドイツでは経営者の3分の1が55歳以上で、40%の会社は子孫に譲渡されるので、継承者を見つけるは経営者にとって難しい。そこで政府は1999年から、様々な組織を支援して事業の継承を促進している⁶⁾。2003年においては事業承継のデータベースに新しく12,000社が登録された⁷⁾。

最近、ドイツの政府と「ミッテルスタント」は欧州委員会からの影響力が強くなってきている。「ミッテルスタント」の定義は新しい通貨ができたために企業の大小を区別する規準が改定された。以前は小企業の基準は売上高100万DM未満であったが新通貨導入後100万ユーロ未満となった。そして中企業は、以前は100万DM以上1億DM未満であったが、100万ユーロ以上から5000万DM以下という基準になった。2DMは1ユーロになったので、小企業の上限は100万DMから100万ユーロに二倍に高くなったことになる。

この定義によるとドイツでは全ての会社の99.5%にあたる⁸⁾。

2) Wossidlo (1993) p. 2888

3) Schedlbauer/Heeger (2003) p. 16ff: かつての首相エアハルトの1960年代の文章によると「ミッテルスタント」については：「ミッテルスタント」は物質的な意味だけではない、「ミッテルスタント」は税金の面だけから見ると、定義は大変危険となる。「ミッテルスタント」という意味は政治的プロセスにおいての心情や態度の意味が強いと述べていた。その解釈は現代でも正しい。原文を引用する。

Wenn wir Mittelstand nur vom Materiellen her begreifen, wenn man Mittelstand sozusagen nur an der Steuertabelle ablesen kann..., dann ist dem Mittelstandsbegriff meiner Ansicht nach eine sehr gefährliche Wendung gegeben. Der Mittelstand kann materiall in seiner Bedeutung nicht voll ausgewogen werden, sondern er ist...viel stärker ausgeprägt durch seine Gesinnung und eine Haltung im gesellschaftswirtschaftlichen und politischen Prozess “Schedlbauer/Heeger (2003) p. 16

4) KfW Mittelstandsmonitor 「2004」 p. 108-139

5) 飯野 (2003) p. 119

6) この組織は Deutsche Industrie- und Handelskammertag, Zentralverband des Deutschen Handwerks sowie die Deutsche Ausgleichsbank.

7) <http://www.mittelstandsportal.de/unternehmensnachfolge/html>, 19.01.2004.

8) Schedlbauer/Heeger (2003) p. 17

図表1 2005年以降の欧州企業規模の境界値

企業の規模	従業員	売上高（ユーロ）	またはバランスシート総額（ユーロ）
零細企業	9以下	200万以下（今まで定義なし）	<200万以下（今まで定義なし）
小企業	49以下	1000万以下（今まで7000万）	<1000万以下（今まで5000万）
中企業	249以下	5000万以下（今まで4000万）	<4300万以下（今まで2700万）

（単位：Euro）

出所：Schedlbauer/Heeger（2003）Materialien zur Mittelstandspolitik, Bundesministerium der Finanzen, Referat I B 1, p. 19.

欧州委員会において2003年5月6日に新しい中小企業の量的定義が決められたが、これは2005年からEU連合において適用されることになっている。表1は2005年1月から実施される新しい基準である⁹⁾。

ドイツの法律は欧州連合の法律の影響を受けているが、現在まではドイツでは中小企業振興法（Mittelstandsfoerderungsgesetz）で¹⁰⁾、手工業秩序¹¹⁾（Handwerksordnung）がある。この中に、有名なマイスター（Meister）資格がある¹²⁾。日本でもよく知られている言葉であり、マイスターはドイツの質の高い製品を保証する。たとえば、ハントヴェルク（手工業）関係の会社を作る社長はマイスター試験を受けなければならなかった。合格するのは難しく、費用と時間がかかる。技術力のある人々は時々理論的な面に弱いので、このシステムを変更する必要があると考えられる。

たとえば、美容院を作りたい社長はマイスター資格を持っていないので、店をオープン出来ない。最近は様々な組織から批判があって、特に、欧州連合に適応するためにドイツのマイスター資格は不公平だと言われる。このケースでは、ドイツの美容院の社長はスペインで新しい店を作るのは問題ないが、スペインの社長はドイツで美容院を作る事ができない。理由はドイツのマイスター資格を持っていないからである。マイスター資格は質を高くするために役立つが、欧州連合をはじめ他国に住む人にとってその試験に合格することは大変困難であるので、新しい法律ではマイスター資格がなくてもいろいろな仕事ができるようになった¹³⁾。これは欧州連合の影響によってマイスター資格に関する規制が緩和された例である。

9) (2003/361/EG) 売上高やバランスシートが一つを選ぶべきである。

10) 福島（2002）p. 192

11) この改正は“Grosse Novelle”という名前がある。

12) マイスターは14-15の世紀からある、福島（2002）p. 196

13) 法律はドイツ語で“Dritte Gesetz zur Änderung der Handwerksordnung und anderer handwerksrechtlicher Vorschriften”の名前であるが、そこにはマイスター資格についての改正が行われている。

欧州委員会による新しい法律の影響¹⁴⁾：

- ・新しい店を作るオーナーにはマイスター資格は不要
- ・マイスター資格の試験に必要な勤務年数が短くても受験可能
- ・エンジニアと有資格技術者はマイスター資格試験に合格する必要なし

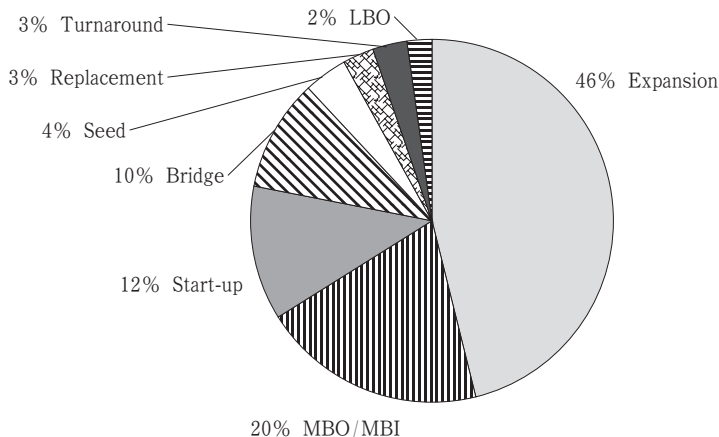
2.2 ドイツの「ミッテルスタント」と金融の役割

ミッテルスタントにおける金融システムは二つある。一つは銀行から借入をするシステムで、もう一つは資本市場から資金調達するシステムである。

まず新興企業を育成するマーケットとしてスタートアップ企業の間でベンチャーキャピタルの知名度が高くなった。ベンチャーキャピタルはベンチャー企業のために資金や知識を提供する。見返りとしてベンチャーキャピタルは将来、株式売却や他の利点を望むのである。

ドイツの中小企業のほとんど全ては株式会社ではなくて有限会社であり、ベンチャー企業の援助が少ない。つまり、ベンチャー企業を始めても当初はベンチャーキャピタルから資金的援助がなく、安全な拡張期間によろやく援助がされることになる。ベンチャーキャピタル企業の46%の投資は拡張投資である。本当に最初になされる投資は、シード投資と呼ばれ、4%程で、非常に少ないと思われる。図表2に示す。

図表2 ドイツのベンチャーキャピタル会社の投資



出所：<http://www.mittelstandsportal.de/unternehmensnachfolge/html>, 19.01.2004.

ドイツのシーメンスは2001年10月にミュンヘンで専門技術のビジネス支援の目的で自社のベンチャーキャピタル企業を創設し、そのために5億Euroを投資した¹⁵⁾。

14) Schedlbauer/Heeger (2003) p.5

15) <http://www.mittelstandsportal.de> 19.01.2004.

一方で、証券市場、ビジネスエンジェルなどのフリーマーケットからの資金調達ではなく、銀行からの借入が利用される。現在、欧州連合でもドイツでもバーゼル合意が重要となっている。

バーゼルはスイスの都市であり、1988年に開催されたバーゼル銀行監督委員会 Baseler Ausschuss für Bankenaufsicht は銀行が潰れないような安全策として一つの基準を設定した。日本ではバーゼル合意、または、B I S（国際決済銀行 Bank for International Settlements）規制として知られている。

バーゼル合意は大筋で成功している。現在までは銀行の貸出の額が目標であったが、銀行は企業の自己資本を考慮していなかった。リスクが高くて、今までは自己資本比率には影響がなかったが、これからはリスクに対して自己資本は不可欠である¹⁶⁾。したがって、新バーゼル合意が創設される目的は世界の金融システムを安定させることにある。そのために金融危機に対して、会社のリスクをレベル分けする一つの基準を作ることを予定している。

新バーゼル合意によって今後、自己資本を増加させることが重要になる。

銀行にとっては新しい格付けのシステムを作った方が良いといわれている。最初に、新バーゼル合意の考えでは銀行は貸付最低額をさらに厳しくし、財務上のリスクをマーケットリスク、財務上のリスク、営業のリスクという三つに分離することとしている。このような考えにより、銀行の経営はさらに重要になる。その上で、銀行は自社のリスクをオープンに示さなければならない。

銀行は中小企業に多額の貸付をしているので、新バーゼル合意は中小企業に大きく影響を与えることとなる。不良債権はドイツの大企業で0.2%、中企業で1.3%、小企業で2.0%である¹⁷⁾。新バーゼル合意の発表の後、ドイツの「ミッテルスタント」の間では資金繰りが将来難しくなるという可能性もあり、不安が高まっている。

プラットナー（Plattner）の統計的な調査によると、「ミッテルスタント」は銀行からの借入が難しくなっている。つまり融資条件の格差が広がってきており、“良い会社”と“悪い会社”では、利率の差がでることになる。たとえば、シーメンスには6%の利率を要求するが、「ミッテルスタント」の建設会社には10%の利率を要求することになる。

新バーゼル合意の後の時代には“良い会社”の利率は5.5%に下がり、“悪い会社”は13%に上がるかもしれない。

銀行は新バーゼル合意システムによってリスクをもっと詳しく分析して調べなければならない¹⁸⁾。

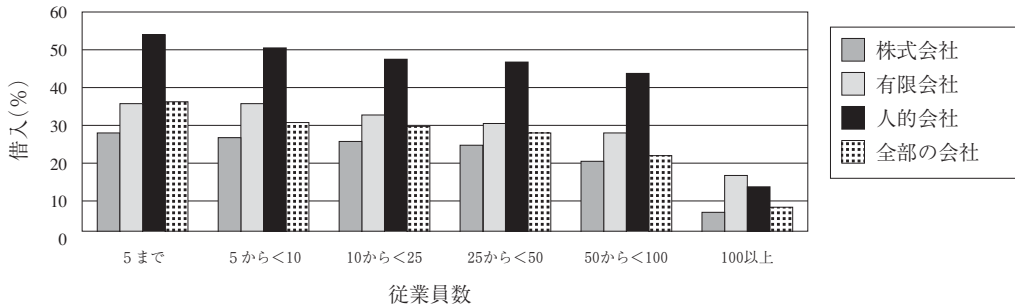
ドイツの「ミッテルスタント」のほとんどは、銀行から長期間にわたり多額の借入をしている。小さい会社ほど、借入額はもっと大きくなる。従業員5人未満の小企業は貸借対照表総額の50%以上銀行から借りるが、100人以上の大きな株式会社は10%以下である。

16) Blum/Leibbrand (2003) p. 3

17) Blum/Leibbrand (2003) p. 5

18) ドイツ語で“Standardausfallkosten”のいう名前がある。

図表3 ドイツ会社の借入状況（2000年）



出所：Deutsche Bundesbank 2002, S. 43, Blum/Leibbrand 「2003」 p. 2

図表3のグラフに示す。

2.3 ドイツのミッテルスタントの銀行の役割

ドイツの会社にはメイン銀行としてハウスバンクというシステムである。このシステムにおいて、銀行と会社は長い間関係があった。

1500社の統計的なアンケート調査によると、最近80%の中小企業は金融面での問題があったとされ、会社が小さいほど借入利率が高くなることが示されている。

復興信用金庫¹⁹⁾ (KfW) の2002年における5000の会社に対するアンケート調査では、ドイツの中小製造業の借入の分析を行っている。質問は「今の借入状況は以前と比較して難しくなったか、簡単になったか、同じか」というものであった。

グラフで見ると、2002年においては、中小企業にとって借入環境が難しくなったことがわかる。44.5%の会社は以前より難しい状況に直面していると回答し、3.1%の会社は以前よりも緩和況に直面していると回答している。特に、建設会社においては57.1%の会社が銀行から借入が以前より困難になっており、三分の一が貸し渋りに遭っていると言われている。図表4のグラフに示す。

この傾向は旧西ドイツに比べて旧東ドイツにおいてより厳しかったことが示されている²⁰⁾。

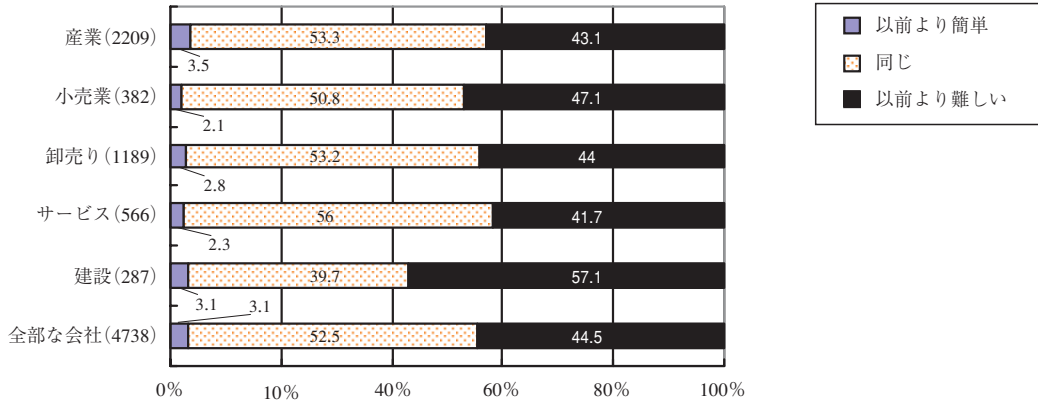
次は、大手銀行は「ミッテルスタント」への貸付を減らしたかどうかという質問についての回答を検討する。金融プログラムは1991年70%であったが、最近30%の2分の1にまで減少している。10万 Euro までの小規模貸付は36%から16%までさらに下がったが、KfW の2002年のアンケート調査によると中小企業に対する貸付問題は大手銀行だけではない。ドイツの協同組合 (Genossenschaftsbanken) や貯蓄銀行 (Sparkassen) からも借入が難しくなっている。図表5に示す。

「ミッテルスタント」の金融の構造は、他の欧州連合の国に比べて違う意味がある。貸

19) Kreditanstalt für Wiederaufbau (=KfW) は「復興信用金庫」または「復興金融公庫」と訳される。

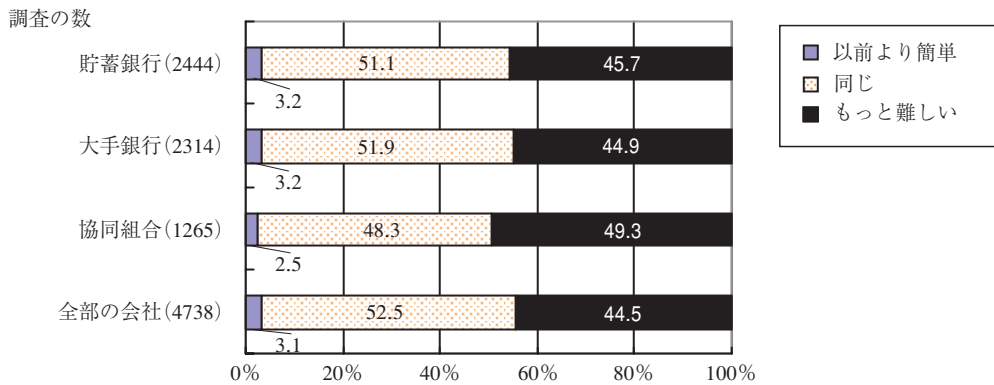
20) Geiseler (1999) p. 340-342

図表4 貸出傾向（業種毎の比率）



出所：Unternehmensfinanzierung in schwierigem Fahrwasser, KfW 2003, 10

図表5 貸出傾向（主要銀行取引の比率）



出所：Unternehmensfinanzierung in schwierigem Fahrwasser, KfW 2003, 11

借対照表に対して「ミッテルスタント」の会社の自己資本比率は低く、約10%だけであった。会社が大きくなるほど、貸借対照表の自己資本が増えている²¹⁾。すなわち、中小企業にとっては借入が厳しい状況になっている。銀行の貸し渋りの理由はいろいろあるが、自己資本比率が低いという理由が一番多い。次のページに示す。(図表6)

特に個人事業主に対して、銀行が80.6%の貸し渋る、その理由は「自己資本は低い」というものである。

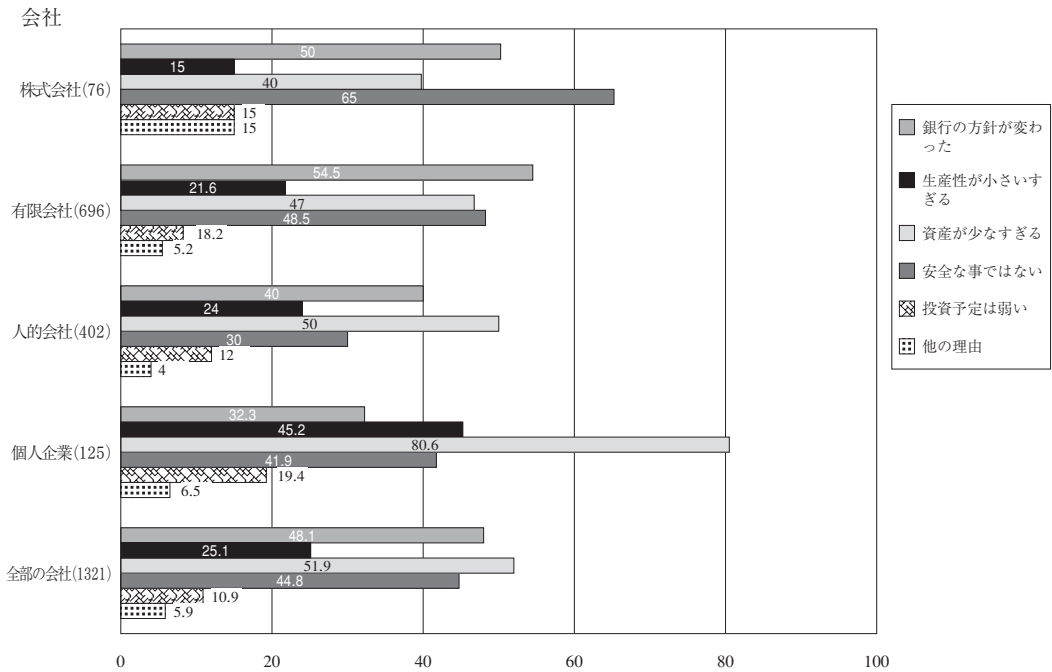
3. 日本の中小企業

3.1 日本中小企業の特徴

日本では中小企業の範囲は行政によって決められていたが、1963年に中小企業基本法と

21) Schedlbauer/Heeger (2003) p.12

図表6 投資貸出拒否理由（法形態比率）



出所：Unternehmensfinanzierung in schwierigem Fahrwasser, KfW 2003, 27

図表7 中小企業基本法における中小企業の定義

	現在の基本法(1999年改正)		旧基本法(1973年改定)	
	資本金規模	従業員規模	資本金規模	従業員規模
製造業およびその他の業種 卸売業, 小売業, サービス業を除く	3億円以下	300人以下	1億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	3,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	1,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	1,000万円以下	50人以下

出所：藪下史郎 武士俣友生「2002」中小企業金融入門, p. 56

いう法律が制定されて量的規定が用いられた。その後1973年と1999年に改正されて今日に至っている²²⁾。

図表7に示す。

なお、1999年の法改正では日本の中小企業の理念が変更された。従来は、中小企業は弱く、大企業の下請けとして不利な関係を持つことが問題とされた。今日では生産性の高い

22) 渡辺・小川・黒瀬・向山 (2003) p. 294-297

強い中小企業も多く、この意味での発展は政治家にとっても重要である。以前はマイナスイメージとられていたが、現在のダイナミックな経済において独立した多様な中小企業を育成することは政策としても大切なことである。

日本の企業のほとんどが中小企業であるが、50%以上は株式会社であり、ドイツと比較して株式会社の比率は高い。また、ドイツと同じように、IT関連の産業は日本の将来の総生産の半分以上になるようである²³⁾。

日本の中小企業をとりまく問題は明治時代から存在するものであり、下請制論争の後、企業間関係が中心的研究課題であったとされる²⁴⁾。

近年日本でベンチャービジネスという言葉が一般的に使われるようになった。ベンチャービジネスとは、様々な新しい技術を用いて新しくつくった企業である²⁵⁾。

ベンチャー企業のうち2003年に16,255社が倒産した。負債総額は去年と比べ、ほとんど同じ15.9%減の11兆5818億円となっている²⁶⁾。

倒産は法律と会計が大きく関わるが問題である。商法会計、税法会計、証券取引法会計という三つの会計基準があり、トライアングルシステム (Triangle System) と言われている。その会計基準に基づき、日本の会社は貸借対照表等を作成しなければならない。有限会社より株式会社の方が厳格な会計が求められる。中小企業は必ずしも厳密な会計報告を求められないので経理内容も不明確になりがちである。

3.2 日本の中小企業と金融の役割

大企業と比較して、日本の中小企業は金融面で厳しい状況に直面している。資金繰りDI (好転—悪化) を見ると中小企業は90年代から現在に至るまで常に悪い状態であった。中小企業の水準が1990年の-20ポイントから2002年には、-40ポイント以上の2倍に高くなった。グラフを以下に示す²⁷⁾。(図表8)

大企業と中小企業の資金繰りの差はなにが原因だろうか。この差を説明するには、様々な要因が考えられる。最も重要なのは借入要因である。

借入の問題は1997年や1998年の厳しい金融の時代で大変な問題であったが、2002年は改善している。

企業はキャッシュフローが高ければ高いほど、借入がそれほど大切ではないと言われている²⁸⁾。

中小企業に対して円滑な資金供給は不可欠であるが、新しい調査によると新興企業は7割ぐらい「今後銀行からの借入を増やさない」と答えている。一方、22%の新興企業だけ

23) Pacha/Mocek (2003) p.40

24) 高田 (2003) p.9

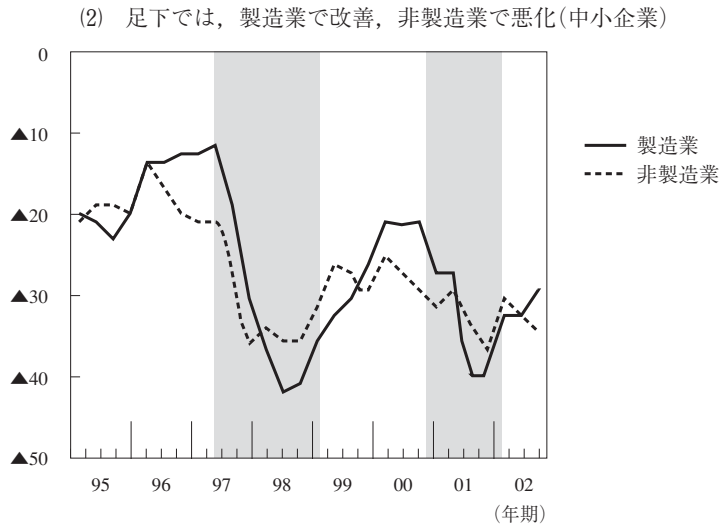
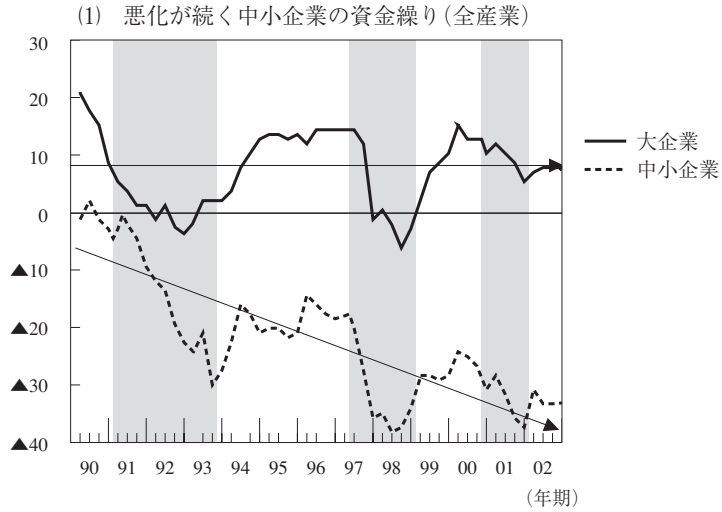
25) ベンチャービジネスの概念の説明は田中・白石・佐々木 p.159 ff

26) 東京商工リサーチ, p.7

27) 中小企業庁 (2003) p.11

28) 中小企業庁 (2003) p.40

図表8 資金繰りDIの推移



資料：大企業は、日本銀行「企業短期経済観測調査」、中小企業は中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」

- (注) 1. 大企業は、「楽である」-「苦しい」。
 中小企業は、前年同期に比べて「好転した」-前年同期に比べて「悪化した」。
 2. 図中の網掛部分は景気後退期を示す。

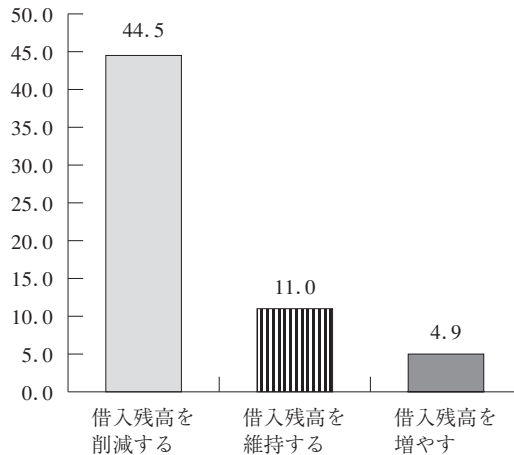
中小企業白書「2003」p. 11

は銀行から借入を増やす予定があると回答している²⁹⁾。

中小企業白書によると2002年に製造と非製造の中小企業が銀行から借りる資金が減少し

29) 日本経済新聞 (2004年1月21日) p.18

図表9 回答企業の構成比(%)



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
 (注)「状況に応じて柔軟に対応する」と回答した企業は39.7%

中小企業白書(2003) p. 39

たようである。半数近くの企業が借入残高を減らしたが11%の企業は同じであり、5%だけはもっと借入する予定と回答した。

上のグラフにおいて(図表9)、企業の今後1年間の借入方針に示す。

日本の中小企業に対し、問題はどこにあるか、と質問したところ、興味深い結果が出てくる。白書のアンケートによると一番の問題は低い売上高である。借入の問題は特に1997年と1998年であった。今日、借入についてはそれほど大変ではないと考えられる。以下のグラフに示す。(図表10)

3.3 日本の中小企業と銀行の役割

銀行から資金を調達するシステム、すなわち間接金融は企業の投資のための時間が長い、危険が少ない伝統的な方法である。市場から直接資金を調達する方法はそれとは反対に、時間が短い、リスクが大きいため、中小企業にとっては難しい。

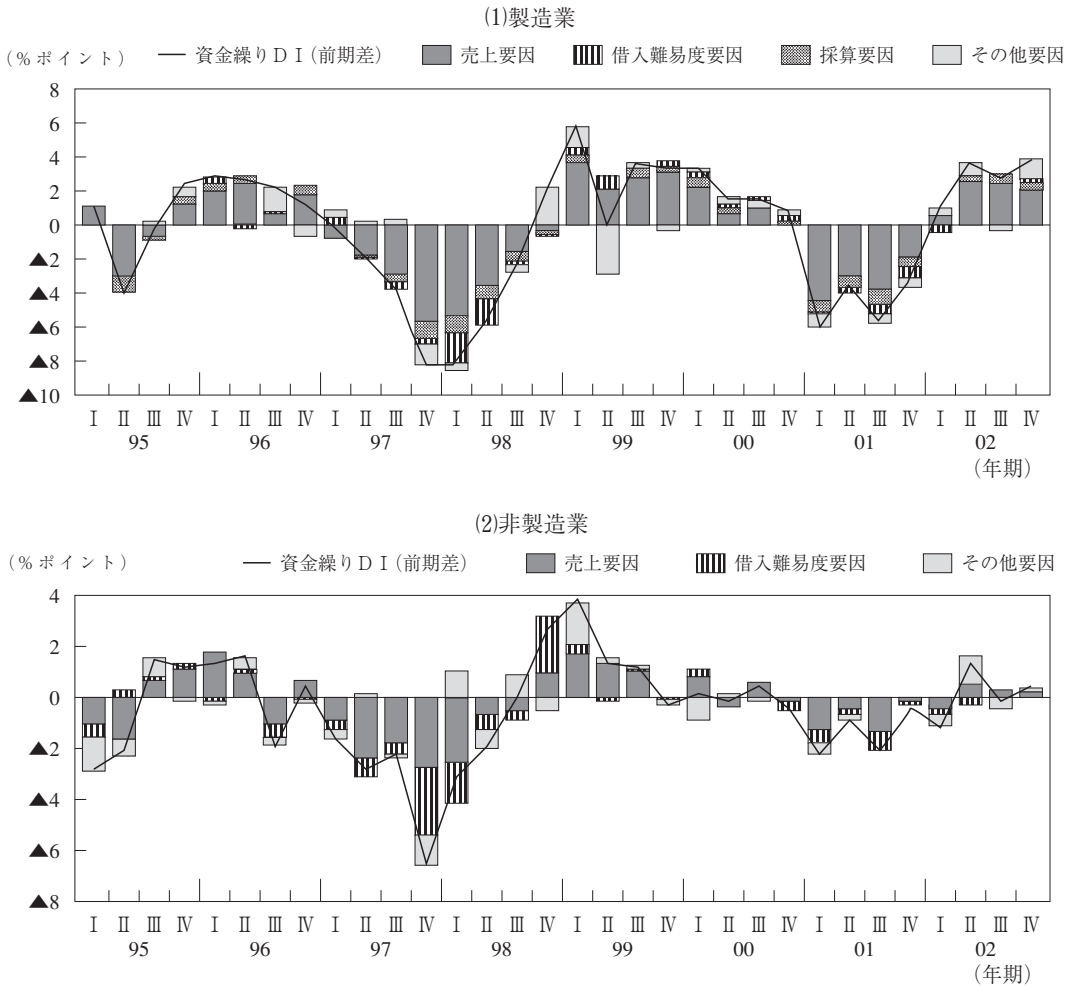
従来までの銀行システムは効率的であったが、今日において状況は変化している。一般的に、ベンチャービジネスにとって市場から直接資金を調達する方が便利だと思われる³⁰⁾。

最近は大手銀行の状況が良くなってきている。それには理由が二つある。第一に不良債権が減少し、リストラが成功し、銀行は支店を拡張している。

第二は金融規制の緩和により、幅広い商品やサービスを提供出来るようになったため

30) Pascha/Mocek (2002) p. 8

図表10 中小企業の資金繰りDIの変動要因分解



資料：中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」

(注) 1. 推計結果については、付注1-1-1参照。

2. 各要因の説明

①資金借入難易度要因：長期資金及び短期資金借入難易度DI(容易-困難)の前期差。製造業については、1期のラグをとった。

②売上要因：売上額DI(増加-減少)の前期差

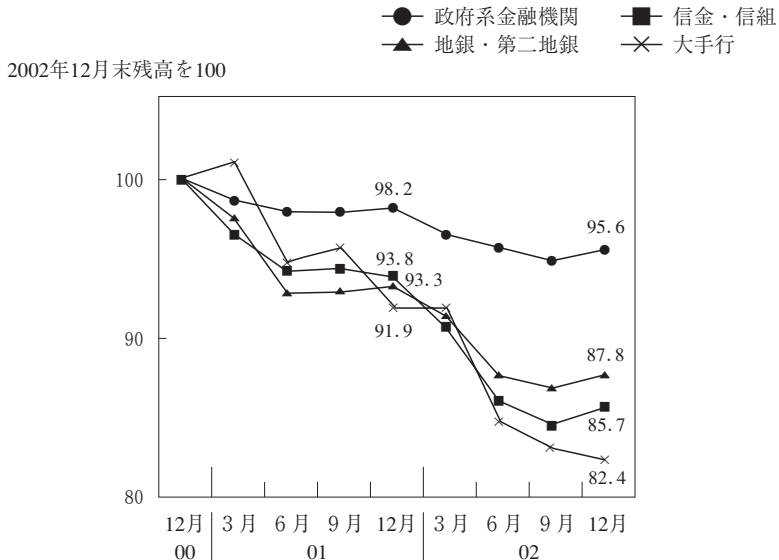
③採算要因：採算(経常要因)DI(改善-悪化)の前期差。非製造業については、有意にならなかったため、要因からは除いた。

中小企業白書「2003」p.12

ある。

例えば、住友三井金融グループの住友三井銀行は2004年9月までに中小企業のために70の店舗をすつくり、新しい店舗には、中小企業向けのマーケティング専門家を4、5人配置する予定と報じられている³¹⁾。

図表11 中小企業向け貸出残高の推移(業態別)



資料：日本銀行「金融経済統計月報」，中小企業庁「中小企業調査月報」
 (注) 1. 大手行とは，都市銀行，信託銀行，長期信用銀行，国内銀行信託勘定，海外店勘定の合計。
 2. 政府系金融機関とは，商工組合中央金庫，中小企業金融公庫，国民生活金融公庫を指す。

中小企業白書「2003」p. 12

一方，信用組合などの非大手銀行は著しく資金を出している。上のグラフ（図表11）を見ると，大手銀行の貸出残高は2000年と比較していて，2002年には82.4%の水準しかなく，中小企業に対しては貸し渋りの状況が鮮明となっている。

4. 若干の考察

日本では中小企業基本法という法律の下に中小企業の量的な規定が定義づけられているが，ドイツでは法律による定義づけはなく行政として中小企業政策を実施する場合に適当な量的規定を援用している。日本の中小企業庁のような独立した省庁はないが，財務省・経済技術省，および復興信用金庫などにおいて連邦レベルでの中小企業に関する行政が行われ，それぞれの州においても独自の行政が行われている。

ドイツでは中小企業という言葉とともに「ミッテルスタント」という言葉が用いられている。この表現の背景には歴史的・社会学的意味があるが経済的にはほとんど中小企業と同じである。ただ，中小企業は量的規定だけでは表現できない独立性・弾力性といった質的内容をもつことは見落とせない。近年，欧州連合の影響が大きく中小企業の量的規定も2005年から域内において統一されることになっている。マイスター制度も変化してきた。

31) The Nikkei Weekly (19.1.2004) p. 5

マイスター制度はドイツの教育制度とともに検討すべき課題である。

中小企業は金融面において大企業に比べてより厳しい状況におかれることはここでの資料にも示される通りである。従業員数が少ない会社ほど借入れは多く、また、株式会社・有限会社・人的会社の順で後者ほど借入れが多くなっている。そして、借入利率も小企業ほど高くなっている。2002年において中小企業の金融状況が悪化したことはドイツと日本の状況が似ていることを意味している。そして、新しい中小企業となるベンチャービジネスを育てるために直接金融の市場を育てる努力がなされていることはドイツと日本も同じである。

ドイツでも大手の都市銀行に対して中小企業と取引の多い貯蓄銀行と協同組合を区別できる。日本では非大手銀行として地方銀行・第二地方銀行、信用金庫・信用組合、政府系金融機関などがあり、これらの機関と中小企業との関係はさらに複雑であり、今後もさらなる変革が予想される。

現在、新バーゼル合意が準備され銀行の自己資本規制がさらに厳密に監査されようとしている。銀行は貸出先の企業をリスクとともに格付け評価をすることが要請され、議論が行われている。こうした観点からみても中小企業においてもコーポレート・ガバナンスの研究が必要になるといえよう。

文 献

- 藪下史郎・武士俣友生（2002）中小企業金融入門，東洋経済新報社
- 中小企業庁（2003）——再生「企業家社会」への道——中小企業白書
- 平沢克彦（2002）ドイツにおける中小企業政策，p.191-208，福島久——，中小企業政策の国際比較，新評論
- 飯野由美子（2003）金融——競争・再論下の金融市場，p.117-151，加藤栄一・戸原四郎・工藤章，ドイツ経済——統一の10年，有斐閣
- 経済学大辞典，東洋経済（第2版）
- 西村吉正（2003）日本の金融制度改革，東洋経済新報社
- 日本経済新聞（2004）「7割が「計画なし」1月21日」p.18
- 高田亮爾（2003）現代中小企業の経済分析，ミネルヴァ書房
- 田中道雄・白石善章・佐々木利広（2002）中小企業経営の構図，税務経理協会
- 東京商工リサーチ（2004）企業倒産14.8%減，日本経済新聞，No.42403，1月，20日 p.7
- 渡辺幸男・小川正博・黒瀬直広・向山雅未（2003）21世紀中小企業論，有斐閣
- Blum/Leibbrand（2003）Mittelstand und Basel II—Welche Unterstuetzung braucht der sächsische Mittelstand? In: Ifo Dresden 2/2003
- Geiseler（1999）Das Finanzierungsverhalten kleiner und mittlerer Unternehmen: eine empirische Untersuchung, Wiesbaden
- KfW（2003）Unternehmensfinanzierung in schwierigem Fahrwasser, 2003, Auswertung der Unternehmensbefragung 2002, KfW, Ksb-Volkswirtschaft
- KfW Mittelstandsmonitor 2004（2004）Chancen zum Aufschwung nutzen, <http://www.kfw.de>, 26.02.2004

- The Nikkei Weekly (19.1.2004) Big banks regain spring in step, Nihon Keizai Shinbun, p. 5
- Pascha/Mocek (2002) Japan's venture capital market from an institutional perspective, in: Duisburg Working Papers on East Asian Economic Studies
- Schedlbauer/Heege (2003) Materialien zur Mittelstandspolitik, Bundesministerium der Finanzen, Referat I B 1
- Wossidlo (1993) Mittelständische Unternehmen, in: Waldemar Wittmann (Hrsg.): Enzyklopädie der Betriebswirtschaftslehre, Stuttgart, p. 2888-2890